

講座「情報整理の技術」の第二回を、講師の大串夏生さんが勤務されている特別区議会資料室で見学を兼ねて開催しました。

### 資料室の概要

資料室は昨年五月に開設されたばかりで、これから方向が決まると言えます。

基本的には、「区政に関する資料の利用に供し、東京都特別区の自治の発展に役立てる」、「利用のしおり」よりために設置されました。

### 1 収集について

行政資料及び民間の研究機関の調査資料等を収集しています。

これらは、「ちらかららんなど、もろいに行つたりしない」と、なかなか集まりません。

発行の情報を得るために、目録、新聞、雑誌巻末の文献目録等を、情報源として活用しています。

### 2 整理について

分類は独自のもので、発行主体と、テーマを組み合わせています。

ただし、発行主体別で探したい人には良いが、あるテーマで追う場合は「七、八所を見なければ入った案内を出す」と考えていません。

NDCは「十進法のため、数が十しか展開できないので、使っていません。特定のテーマの図書を整理するには、NDCは不都合です。資料室ではアルファベットを使っています。

行政資料には、奥付がなく、「日本目録規則」の項目がよくわからないことが多い。そこで、「規則」を無視して、書名、編者等を推測して書き入れています。

ただついでに答えるよう努めています。

### 情報公開について

大串さんは情報公開について深く関心をお持ちなので、次に氏の

4 調査について  
各区の共通課題等について調査することになっているが、まだできていません。

NDCは「十進法のため、数が十しか展開できないので、使っていません。特定のテーマの図書を整理するには、NDCは不都合です。資料室ではアルファベットを使っています。

行政資料には、奥付がなく、「日本目録規則」の項目がよくわからないことが多い。そこで、「規則」を無視して、書名、編者等を推測して書き入れています。

ただついでに答えるよう努めています。

行政資料の公開が迫られました。

## 行政資料と情報公開

### 講座「情報整理の技術」

個人的見解をお聞きしました。

#### 1 経過

古くは、「一七六六年、スエーデンの『出版の自由に関する法律』」

に「公文書を自由に閲覧する権利」

として出てきますが、他国に波及したのは、アメリカの「行政手続法」(一九四六年)が最初です。

今後は、文献の中味にまで立ち

新着資料案内、雑誌記事案内(あるテーマに沿って)、資料目録等を発行しています。

今後は、文献の中味にまで立ち

新着資料案内、雑誌記事案内(ある

テーマに沿って)、資料目録等を発行しています。

それより前では、一九三十年代に、アメリカで、アシズムによ

る「焚書」に對して知識人が「国民の知る権利」を提起しています。

日本では、「一九五十年代の半ば過ぎ、アメリカの図書館が『図書の自由』及び『国民の知る権利』

を主張したのを直輸入して、當時のマッカーシズムに抵抗したのが最初でした。しかし、これは広がりを持つまでに至っていません。

六十年代の住民運動の中では、行政資料の公開が迫られました。

しかし、「情報公開」そのものの動きは、まだ新しく、一九七九年九月に、自由人権協会が「情報公開法要綱」を発表した後で、

政府も検討を始めました。

現在、最も特徴的なことは、自治体が先行して取り組んでいること

で、最も早くとりあげたのは、神奈川県でした。(大串氏は

神奈川県の例をとて、情報公開の理念と考え方、問題点を説明さ

れましたが、ここでは紙面の都合

上、省略します。)

## 2 情報公開の必要性

「再開発」や「まちづくり」の計画が出て、住民には、「整理された情報しか与えられず、生活に関わるような中味のことがわからないことがよくあります。

今までの住民運動では、たとえば測量に入ってから「計画をわかり難い」とは、既に地主との売買契約などまでいて、運動が一部のものになってしまいがちでした。ただ、六十年代からのマンション反対運動により、今では、「建築協定」で事前に説明することになっています。しかし、このようないことは、まだ、建築や公害問題などの個別の範囲にどどまっています。

住民が、情報公開の必要性を認識し、行政に対し、具体的に情報を求め、ゆくことが、情報公開の内実を深めるキーとなるでしょう。

また、社会教育においても、コミュニケーションの中で、生活や地域に目を向けるならば、これらの情報が公開され、市民としての自立が高まるよう努めるべきでしょう。

3 公開すべき情報の範囲

これについて問題となっているのは、神奈川県の例では、「当該

情報を得るに当つて非公開が条件とされているもの」を情報公開の「適用除外事項」とすることについてです。

神奈川県では、「ただし、法人等の反社会的行為を未然に防ぐために必要と認められる情報」等は公開すると言っていますが、それが判断するかが問題です。

非公開を条件とすることは企業の場合、まああり、「適用除外」が払底解釈されないようにする必要があります。

これらの中問題についても、住民がどうチヤクし、問題提起するかがポイントとなるでしょう。

## 4 プライバシーの保護

社会教育では、利用者名簿を他の行政等に見せることが、杉並などで問題とされています。

行政の方では、「個人のプライバシーを不當に侵害」したとはどちらていませんが、利用者は、あくまで利用の為に登録したのであります。それ以外の目的で使用されることがあります。承認していないはずで、使用者にもわかりやすいものが良く、難いといい規則に拘泥する必要はありません。

収集と整理は、役割分担せず、一貫システムをどつた方が、責任を負ひながら、マイペースが保てるようです。資料整理だけだと、普通の人にとって面白くなく、苦痛になると思います。

なれば、情報はかかる心と際限がないので、それぞれの所が役割分担をし、役割外の要求に対しは、他の所在を教えてあげれば

る自由をもつ。(その情報を行政

が持っているとしても)」という基本を、情報公開においても守らなければいけません。

質疑応答

(社会教育施設における資料の整理について): 物を整理するのには簡単な方が良く、二、三百冊くらいなら、叢書印だけで良いでしょう。

四、五百冊になると、どこにあらかわからなくなるので、分類が必要です。たとえば千冊なら十位に分類し、古葉で書いたラベルや色分けで示す程度で良いです。

日記等も親しみやすいもの、利用者にもわかりやすいものが良く、難いといい規則に拘泥する必要はありません。

収集と整理は、役割分担せず、一貫システムをどつた方が、責任を負ひながら、マイペースが保てるようです。資料整理だけだと、普通の人にとって面白くなく、苦痛になると思います。

なれば、情報はかかる心と際限がないので、それぞれの所が役割分担をし、役割外の要求に対しは、他の所在を教えてあげれば

いいでしょう。

また、性格上、水久保君はしなくて良いでしょう。だとすれば、薄い資料等は、板目紙にホッチキスでとめて、五年位で廃棄するつもりで良いと思います。

(住民団体の発行する資料の収集について): 公的組織の人の扱む所や、非常に小人数でやっている団体もあります。しかしその中には、知識人が関わったりして内容の良いものが出している所があります。たとえば千葉なら十位の「知られざる情報」を扱うには、努力が必要で、人間関係も大切です。

本格的に実施するのでしたらいつもフリーラン、その地域を歩きまわる人が必要です。

(社会教育主事補、西村義東先生文責)は筆者にあります。卒業特別区議会資料室の電話は、03-(265)-0671(東京区政会館)内線387です。

